

堺国保第335号
令和2年 5月26日

大阪社会保障推進協議会
会表 井上賢二様

堺市長 永藤英機
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった
場合に対する対応についての緊急要望書」について (回答)

平素は、本市国民健康保険事業の運営について、ご高配を賜り、厚く御礼申
上げます。

さて、先般ご提出いただいた標記要望書に対して、別紙のとおり回答します。

問い合わせ先

堺市 健康福祉局 生活福祉部
国民健康保険課 担当 井坂
電 話 072-228-7522
FAX 072-222-1452

令和2年度 大阪社会保障推進協議会
「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」に対する回答

【緊急要望項目】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回 答)

本市では、国の通知に基づき傷病手当金について堺市国民健康保険条例を改正し、令和2年4月24日から郵送による申請受付を開始しています。また、市のホームページ等を通じて被保険者へ周知をしています。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回 答)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免については、国の通知に基づき、対応する予定です。

また、納額通知書に同封する案内チラシに減免制度及び郵送申請について掲載し周知する予定です。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回 答)

保険料の納付が困難な世帯については、可能な限り減免や猶予の制度をご活用いただき、ご事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、保険料の納額通知時やホームページ等を通じて周知に努めてまいります。

④違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

(回 答)

国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。

滞納処分の執行にあたっては、滞納者との面談の機会を確保する等、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回 答)

一部負担金の免除及び徴収猶予と②の保険料減免とは対象となる条件が異なっており、個々の事情により判断することとなります。